

全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間の実施について

令和6年11月13日(水)～同月19日(火)の7日間、全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間として、夫・パートナーからの暴力やストーカー被害など、女性をめぐる様々な人権問題の解決を図るために相談窓口時間を延長します。相談は無料で秘密は守られます。人権擁護委員又は法務局職員が対応しますので、お気軽にご相談ください。

なお、強化週間の期間以外の日(土・日・祝日を除く)は、午前8時30分から午後5時15分まで相談に応じていますので、ご利用ください。

期 間 令和6年11月13日(水)～19日(火)の7日間
時 間 午前8時30分～午後7時
※11月16日(土)、17日(日)は午前10時～午後5時



人権イメージキャラクター
人KENあゆみちゃん

TEL 0570-070-810 (全国共通ナビダイヤル)

県内各地で特設相談所を開設します

全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間に併せて、県内各地で女性のための特設人権相談所を開設します。

相談は無料で、法務大臣から委嘱された人権擁護委員がお受けします。相談の予約は不要ですので、この機会にぜひご利用ください。

開設される特設相談所は以下のチラシでご確認ください。

[県内の相談所はこちら](#)



強化週間ポスター

(PDF 形式)



人権イメージキャラクター
人KENまもる君